

1 電子政府構想の進展

国の行政機関における電子計算機の利用は、昭和34年からの導入期には主として試験研究・統計業務等の計算処理に利用され、事務処理の迅速化・効率化が目的でした。その後運転免許管理、社会保険事務等の定型的大規模なシステムでの蓄積されたデータを検索・分析・加工し、必要なデータの提供を目的とする政策支援型データベース等の構築が進みました。昭和60年代に入り、ワープロ・パソコン・ファクシミリ等のOA機器が一般的な行政事務処理に採用され、平成に入ってから、各省庁において省庁内通信ネットワークで情報の共有化を図ることで、非定形的な業務への利用も拡大しました。

このような中で、第三次臨時行政改革推進協議会は、平成5年10月27日の最終答申の中で、「著しく立ち遅れているわが国の行政情報化について、個人情報保護に万全を期しながら、一層積極的かつ戦略的に推進する」必要があるとして、次の三点を提言しました。

- ① 中期的な展望の下に行政の情報化を推進するための政府全体としての情報化推進計画の策定
- ② 各省庁間における情報の総合的利用の推進、国民に対する行政サービスの向上等
- ③ 情報化推進のための基盤を推進計画を踏まえ体系的・重点的に整備、情報化の進展に応じた行政の執務システムの必要な変革

これを受けて、平成6年12月25日に行政情報化推進基本計画が策定され、平成7年度からの5年間で各省庁内のLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）と霞ヶ関のWAN（ワイド・エリア・ネットワーク）を構築することになりました。その後のインターネットの急速な普及により、平成9年12月20日には平成10年度を初年度とする「行政情報化推進基本計画の改定について」が閣議決定されました。その内容は、①報道発表は速やかに行い、②ホームページで公開し、③分量が多い場合はCD-ROMで提供しなさいというもので、「ワンストップ・サービスと国民の利便性」がうたい文句です。これが電子政府構想の基盤となっています。

平成13年1月6日からはIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が施行されました。その目的はIT（=Information Technology；情報通信技術）の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものです。

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることです。

IT戦略本部は平成13年3月29日にe-Japan重点計画を発表しました。その内容は、以下の7項目です。

- ①基本的な方針
- ②世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- ③教育及び学習の振興並びに人材の育成
- ④電子商取引等の促進
- ⑤行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- ⑥高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
- ⑦横断的な課題

具体的な手続きは申請・届出等手続きのオンライン化に係る新アクション・プランの策定がされ、国の行政機関と地方公共団体が扱うあらゆる申請・届出等手続きをオンライン化することを目標にしました。

平成14年6月に策定されたe-Japan重点計画-2002での最大のポイントは行政分野の情報化で、平成15年度に電子情報と紙情報を同等に扱うという大変革が起きました。従来の申告・申請等は紙が原則で、例外的にFDや磁気テープでの提出を認めてきましたが、今後は両方ともに原則としました。異質な二つのものを等しく原則としたのです。

平成15年7月17日には、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、今後3か年の電子政府構築に係る政府の具体的な取組を「電子政府構築計画」として決定しました。この計画に基づき、「利用者本位の行政サービスの提供」、「簡素で効率的な政府の実現」に向けて、国民の利便性・サービスの向上とIT化に対応した業務改革に本格的に取り組んでいます。施策の基本方針は国民の利便性・サービスの向上とIT化に対応した業務改革です。前者は国民が安心して、安全に、24時間365日いつでも必要な情報を容易に入手し、インターネット上の一つの窓口で充実したサービスを受けられようにすることです。後者は業務を抜本的に見直し、人事・給与等各府省に共通する業務における共通システムの利用、定型的業務の外部委託などにより、業務・システムを効率化・合理化することです。

2 規制緩和・社会のIT化と税理士業務

情報通信ネットワークが私たちの生活を急激に変化させつつあり、情報革命であるともいわれています。蒸気機関と工場生産をもって第一次産業革命とし、モーターと内燃機関と大量生産様式の工場をもって第二次産業革命とする延長線上に、情報革命を位置づけるのではなく、もっと大きく、農業革命、産業革

命と情報革命を同列にするほどの劇的な変化が起きています。

情報通信ネットワークの始まりは1835年のモールスによる電信の発明だといわれ、その後、電話、テレビ等の情報通信ネットワークが登場しました。最近では、デジタル技術の進展により、インターネットの普及、デジタル放送の開始、モバイル革命等といったように、急速に高度化しています。高度化された情報通信ネットワーク、すなわちデジタルネットワークは、いつでも、世界中のどこでも、安価な情報発信コストで、大量に多数の人と同一情報を共有できます。多数の人が同一情報を共有できる最初の出来事はヨハン・グーテンベルクが15世紀中頃に開発した活版印刷機にはじまるメディア革命だといわれ、インターネットは伝達媒体としての紙から決別して、電子情報に置き換える第二のメディア革命だともいえます。

規制改革委員会は、平成12年9月20日、近時のIT（情報通信技術）の急速な進展を背景に、世界的な規模で経済社会の仕組みの構造変革が進んでいるので、IT戦略会議と連携して「電子商取引の促進のための規制改革等諸制度の総点検」を報告しました。総点検の現状等を踏まえ、電子的手段を認めることについての整理、考え方は、以下の通りとしました。

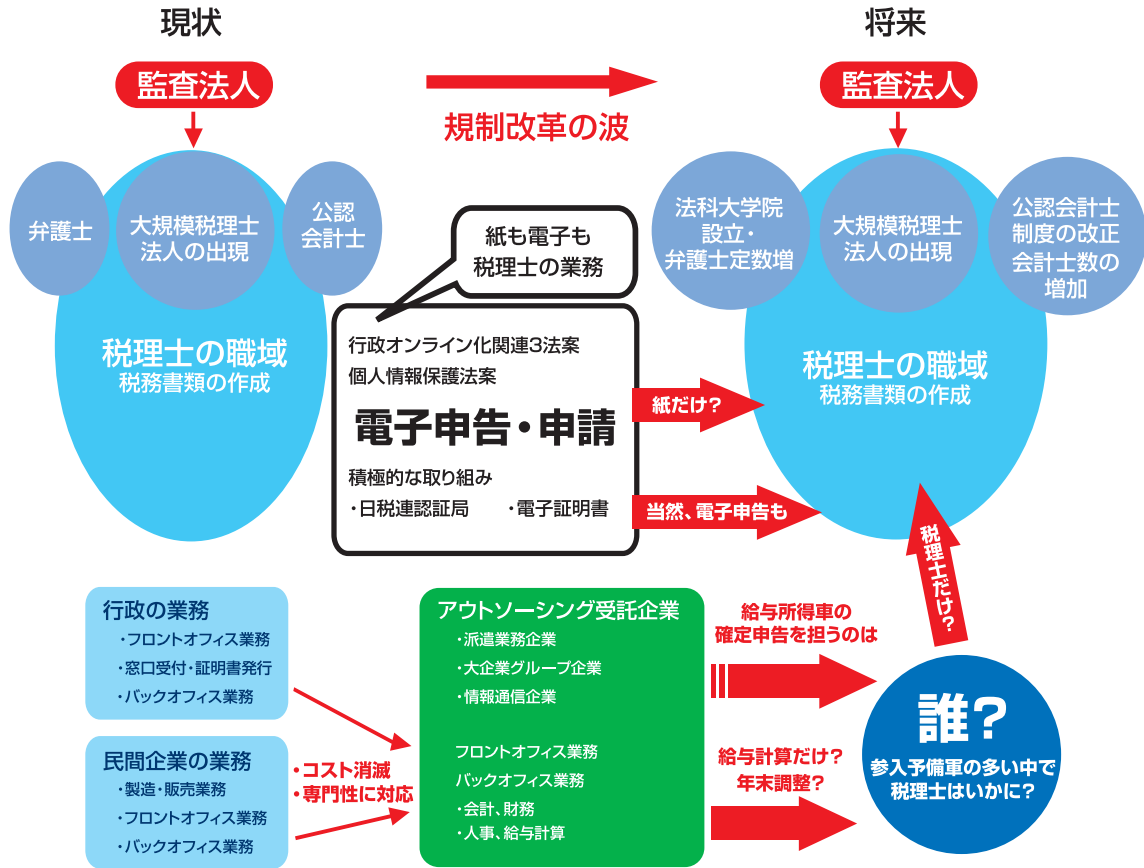
- ①支障のないものはできるだけ早く制度の見直しに着手すべき。
- ②「要検討」又は「検討中」のものは検討内容及び検討スケジュールを明確にし、制度見直しの可否について早急に検討を進めるべき。
- ③支障があるものも省庁横断的課題の整理により進展が期待される。特に、書面の原本性の確保又は真正性の確保の問題については、「電子署名及び認証業務に関する法律」の来年度よりの施行により、基本的に解決がなされると認識しており、それに伴う進展が期待される。

政府は平成14年6月7日に行政手続きをオンライン化するための電子政府・自治体関連三法案を決定し、国会に提出しました。同法案は全国民に11ケタのコード番号を付け、氏名、生年月日などの個人情報を一元管理する「住民基本台帳ネットワーク」（住基ネット）を利用し、行政機関への届出・申請をインターネットで行うことを可能にする内容です。

オンライン化法案の整備法で税理士法の一部改正も行い、第35条では税理士法第2条第1項第2号中「提出する書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加えることにより、インターネットでの電子申告等は税務申告の一環となり、代理送信が出来るのは税理士等だけとなりました。

税理士を取り巻く環境（図）が示すように、税務を担う専門家は法科大学院の設立による弁護士、公認会計士法の改正による公認会計士や監査法人系の大規模税理士法人の出現により急増が見込まれています。他方、自治体や民間会社のバックオフィス業務（人事・給与計算）はコスト削減と専門性への対応から、

図:電子申告と税理士を取り巻く環境



民間のアウトソーシング企業への業務委託が潮流となりつつあります。

時間と距離の問題を克服したインターネットの利用は、国民の利便性の実現に大きく貢献し、IT社会の渦中にある企業を顧客とする税理士事務所の業務にも大きな変革をもたらし、税務申告・申請等でのIT活用は不可欠です。また、入札や金融機関の融資をすべてインターネットで行えるシステム構築が進められています。その際に自治体や金融機関が紙ベースで税務書類の受付印を要求することは考えられません。今後企業が電子申告等に取り組むことは、その存続に不可欠といえます。電子申告等による税務行政の効率化が最終的には国民の税負担の軽減につながることから、税理士会は今後も引き続き会員の情報リテラシーの向上をバックアップするとともに、電子申告等を積極的にサポートしていきます。